

3 小 介 第 9 2 7 号  
令 和 3 年 7 月 5 日

市内地域包括支援センター 管理者 様  
市内居宅介護支援事業所 管理者 様

小牧市介護保険課長 平手 明仁

委託連携加算の算定について（通知）

日ごろは、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月介護報酬改定により新設されました委託連携加算について、問合せが多くありました算定の取扱いを別紙のとおりとしますのでご承知おきください。

なお、今後厚生労働省から委託連携加算の算定要件等について新たに情報が発出された場合は、取扱いを見直す場合がありますのでご了承ください。

< 問合せ先 >

小牧市役所

介護保険課 給付指導係

電 話：0 5 6 8 - 7 6 - 1 1 5 3

○委託連携加算の取扱いについて

委託連携加算 300単位

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、**当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供**し、当該指定居宅介護支援事業所における**介護予防サービス計画の作成等に協力した場合**は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

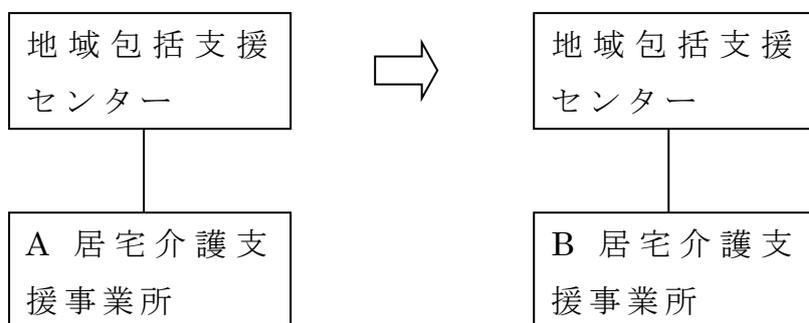
委託連携加算は、**委託をしても上記の算定要件を満たしていない場合は算定できません**のでご注意ください。また、事業所ごとに利用者1人につき1回に限り算定することができるものとします（同じ事業所で同じ利用者につき2回委託連携加算を算定することはできません。）。

なお、各ケースにおける委託連携加算の算定の可否は次のとおりです。

(1) 令和3年3月31日以前に委託をした場合

委託連携加算は令和3年4月以降に居宅介護支援事業所に委託した場合に算定が可能なため、**算定不可**。

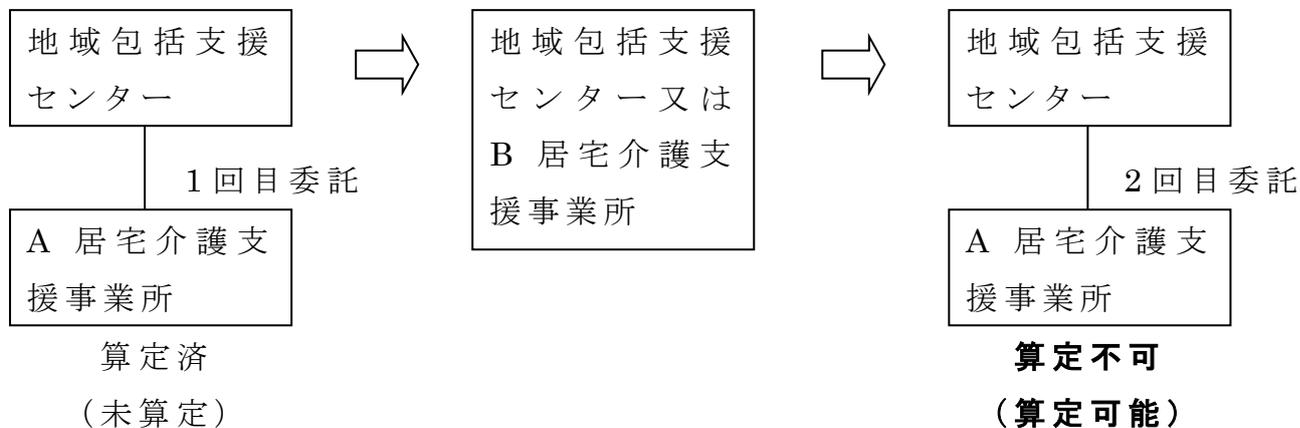
(2) 委託先の居宅介護支援事業所が変更になった場合



**算定可能**

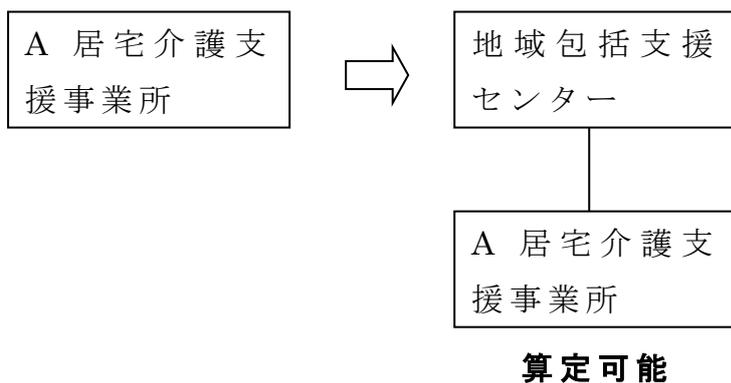
変更後の居宅介護支援事業所についても**算定可能**。

(3) 委託していたケースについて、一度、地域包括支援センターが直接担当した後、又は他の居宅介護支援事業所に委託した後、再度同じ居宅介護支援事業所に委託する場合



1回目の委託で算定していれば2回目の委託は算定不可。また、1回目の委託で算定していなければ2回目の委託は算定可能。

(4) 要介護認定から要支援認定になったケースについて、要介護認定のときから担当していた居宅介護支援事業所が、要支援認定を受けたことで地域包括支援センターから委託を受けることになった場合



要支援認定を受けたことで、要介護認定のときから担当していた居宅介護支援事業所に委託をする場合は、**算定可能**。